

林 政 審 議 会 議 事 録

- 1 日時及び場所 平成15年12月 8日(月)
法曹会館 高砂の間
- 2 開会及び閉会の時刻 14:30～16:10
- 3 出席者
委 員 木平会長 青山委員 浅野委員 有馬委員 飯塚委員
魚津委員 太田委員 海瀬委員 加倉井委員 倉沢委員
栗原委員 庄司委員 鈴木委員 高木委員 古河委員
芳村委員 鷺谷委員
幹 事 関係府省
林野庁
- 4 議 事
(1) 国有林野の管理経営に関する基本計画について(諮問・答申)
(2) その他(説明事項)
 - ① 森林整備保全事業計画の策定について
 - ② 「保安林整備等のあり方に関する検討会」中間報告について
 - ③ 世界自然遺産の推薦地域について

5 議事の内容

午後2時30分 開会

○朝比奈林政課長 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから林政審議会を開催させていただきます。

まず、委員の出欠状況について御報告いたします。本日は委員22名中15名の方が出席されており、当審議会の定足数であります過半数を満たしておりますので、本日の審議会は成立いたしております。なお、鷲谷委員と倉沢委員は後ほどお見えになる予定でございます。

それでは、会長、お願いいたします。

○木平会長 本日は、委員並びに各府省の幹事の皆様、お忙しいところお集まりいただきましてまことにありがとうございます。

それでは、最初に亀井農林水産大臣から御挨拶をいただきます。

お願いいたします。

○亀井農林水産大臣 林政審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、御多忙中のところ本審議会に御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

脊梁山地や奥地水源地域に広く分布する国有林野は国土の保全や水源の涵養と、貴重な森林生態系の保全等に重要な役割を果たしております。さらに、近年では地球温暖化防止や生物多様性の保全、国民参加の森林づくり等、国民の要請が公益的機能の発揮に重点を置きつつ、一層多様化しております。

このような中で、国民に開かれた国有林野としてその使命を十全に果たしていくことが期待されております。国有林野事業においては、本年度で集中改革期間を終え、来年度から新たな借入金をゼロとするなど、経営の一層の健全化を進めてまいります。

私といたしましては、国民の要請に応え、公益的機能の維持増進を旨とし、国有林野を名実ともに開かれた「国民の森林」として将来の世代に健全な形で引き継いでいくため、今後とも全力をあげて取り組んでまいり所存であります。

本日の審議会では、9月及び10月の審議会におきまして説明させていただきました「国有林野の管理経営に関する基本計画」の改訂につきまして、御審議を賜りたいと存じます。委員の皆様の忌憚のない御意見をお願いいたしまして、ごあいさつとさせていただきます。

○木平会長 大臣、どうもありがとうございました。

それでは、議事次第により進めさせていただきます。

議事の最初、国有林野の管理経営に関する基本計画につきましては、前回10月19日の本審議会で事務局から素案について説明があったところです。本日は国有林野の管理経営に関する法律に基づき、農林水産大臣から諮問を受け、これに対する御審議をいただき、答申を行うことといたします。

それでは、亀井農林水産大臣から諮問をお願いいたします。

○亀井農林水産大臣

「 林政審議会

会長 木 平 勇 吉 殿

農林水産大臣 亀 井 善 之

国有林野の管理運営に関する基本の策定について諮問。

国有林野の管理経営に関する法律、昭和26年法律第246号第4条第1項の規定に基づき、国有林野の管理経営に関する基本計画を別添のとおり定めるに当たり、同法第5条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。」

○木平会長 どうもありがとうございました。

亀井農林水産大臣におかれましては、公務のため、御退席いただきます。

○亀井農林水産大臣 よろしくどうぞお願いいたします。

○木平会長 それでは、国有林野の管理経営に関する基本計画（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

また、先般行われた縦覧期間中に農林水産大臣宛てに意見書が提出されておりますので、意見の要旨及び当該意見の処理の結果（案）につきましても事務局から説明をお願いいたします。

なお、最近、福島県内の保安林の伐採問題につきましてマスコミで報道されており、一部の委員の方から説明を聞きたいというお話もございますので、できればこの審議の後に簡潔に説明をいただければと思います。

それでは、案の説明をお願いいたします。

○島田経営企画課長 経営企画課長でございます。管理経営基本計画に関しましてご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

お手元に資料1－1から1－4まで4つの資料がとどいていると思います。1－1が管理経営基本計画の案でございます。1－2がその新旧対照表、そして1－3が今回公告縦覧をさせていただきます、その結果寄せられました意見、並びにその意見の処理の結果ということでございます。4がその処理結果の概要というような資料でございます。

まず、基本計画本体の方のご説明に入る前に、今回公告縦覧の結果寄せられました意見等についてまずご説明をしたいと思います。

本計画案については9月、10月の審議会で御審議をいただきまして、その結果、10月9日の審議会でいただきましたいろいろな御意見につきましては、木平会長にお諮りした上で改訂案を策定いたしまして、公告縦覧にかけたところでございます。公告縦覧の期間は、10月31日に公告を行いまして、11月30日までの30日の期間、縦覧をさせていただきました。

1－4の資料をごらんいただきたいと思います。この30日間の公告縦覧に対しまして、個人、それから団体等の合計38の皆様方から御意見が寄せられております。それぞれの提出いただいた皆様方の御意見、幾つかの項目に複数の御意見が含まれている場合もございます。その意見を項目別に整理いたしますと、157項目の御意見が寄せられているところでございます。

それぞれの157件の項目に対しましての意見の要旨、そして処理の結果については1－3にとりまとめられております。資料1－3を御覧いただきたいと思います。1ページをおめくりいただきますと、処理の結果の区分として、まず修文するもの、それから趣旨を取り入れているもの、趣旨の一部を取り入れているもの、そして今後の検討課題というような4つの区分に処理の結果を区分させていただいております。

まず、修文するものについてでございますけれども、これについては文字どおり御意見を踏まえまして基本計画自体を修文させていただいております。

残る3つの区分については、いずれも本文については修文はいたしておりませんけれども、それぞれの理由については若干異なる部分があるわけでございます。まず、趣旨を取れ入れているものにつきましては、意見の趣旨が既に本計画に記述されているもの、また今後意見の趣旨が地域管理経営計画に記述されていくもの、またその他今後意見の

趣旨に沿った施策を推進することとしているもの等がございます。

5 ページをお開きいただきたいと思います、意見の№18をごらんいただきと思います。これにつきましては、趣旨を取り入れているものとして分類をさせていただいておりますけれども、ここにごございますように、これにつきましては人工林の一斉林については、複層林施業はもちろん、広葉樹などを残して混交林化を進めるべきであるというような御意見でございますが、こうした御意見の部分につきましては、本計画の中におきまして、「林齢や樹種の違う高さの異なる複層状態の森林の整備」や「針葉樹と広葉樹の混交を促進する施業」を進めるというような文章が盛り込まれておりますので、こうした意見の趣旨が既に本計画に記述されていることからこのような区分にさせていただいております。

また、もう少し飛んでいただきまして、次に20ページの意見の95をごらんいただきと思います。これについても趣旨を取り入れているものでございます。「緑の回廊」に関する御意見でございます。これにつきましては、計画本文にはその具体的な方策、地元の意見等を聞いて具体的な方策をどういうふうにしていくかということについては書き込まれておりませんけれども、今後、地域管理経営計画を流域ごとに作成をしてまいります。そうした段階におきまして、その地域住民、地方自治体の皆様方の御意見を聞いた上で、具体的な項目を定めていくこととしておりまして、そういうような趣旨から意見の趣旨を反映しているということで、趣旨については取り入れているものというような区分をさせていただいているところでございます。このような形で趣旨を取り入れているものについては整理をさせていただいているところでございます。

次に、趣旨の一部を取り入れているとの区分でございますけれども、これについては意見の趣旨の一部が本計画に記述されている、また、一部が地域管理経営計画等今後策定される計画に反映されると見込まれているもの等、このような区分にさせていただいております。

今の資料、23ページ、例えば、意見の102をごらんいただきたいと思います。これについては趣旨の一部を取り入れているものという形で区分をさせていただいておりますが、意見の要旨は、林産物販売はすべて立木販売とすべきであり、無駄の多い素材生産はやめるべきではないかというような御意見がございます。この部分につきましては、本計画では「原則として立木販売により実施する」ことといたしておりますけれども、素材販売につ

きましては、高付加価値を期待できる高品質材等に限定して行うというような方針を立てておりますので、全面的なという部分については受けてはいないわけでございますけれども、その大きな方向として原則的に立木販売で行っていくという計画となっておりますので、意見の趣旨の一部が計画に取り入れられているというようなことでこのような区分をさせていただいております。

以下、趣旨の一部を取り入れているものについては、このような考え方で整理をさせていただいているところでございます。

また、4つ目の区分の今後の検討課題等につきましては、意見の趣旨が本計画の方向とは全く相入れない形になっているもの、また意見の趣旨が本計画の記述の範囲を超えているもの等をこの分類にさせていただいております。例えば、27ページの意見121をごらんいただければと思います。これにつきましては、今後の検討課題というような整理をさせていただいておりますが、意見の要旨については、伐採、造林等の実施行為は、国有林野事業自らが行うべきであるという御意見をいただいております。ここにつきましては、今回の改革の方針といたしまして、国有林野事業として民間委託の推進については、国の業務は必要最小限のものに限定し、可能な限り民間に委ねていくという考え方に基づいて取り組んできているものでございます。というようなことでございますので、御意見については今後の検討課題というような整理にさせていただいているところでございます。

以上のような区分の考え方をもちまして、157の項目についてそれぞれ見させていただきまして、処理の結果（案）、そしてその処理の結果の理由について1－3に整理させていただきました。これを公表させていただきたいというふうにして考えているところでございます。

もう一度資料1－4にお戻りいただきたいと思いますが、資料1－4の大きな2番、意見の処理結果の概要のところでございますけれども、そうした形でとりまとめまして修文をするものについては全部で6項目、趣旨を取り入れているもの63項目、趣旨の一部を取り入れているものとして68項目、今後の検討課題として20項目というような整理をさせていただいたところでございます。

このような形で御意見のうちの、趣旨の一部を取り入れているものまで含めると、9割近くが何らかの形で計画の中に取り込まれております。残る20項目の部分が今後の検討

課題に該当することとなっております。こうした御意見につきましては、趣旨の一部しか取り入れなかったものもございますけれども、そうしたものも含めていずれも貴重な御意見だと私どもは受けとめております。処理の結果の部分は別といたしましても、国民の皆さんからこのような御意見があったということにつきましては、私どもの方の現場の職員、国有林野事業の職員にも十分認識させていきたいというふうにして考えておりまして、森林管理局、森林管理署の職員全員の目に触れることができるような措置を行うということで考えているところでございます。

このような御意見を踏まえまして、管理経営に関する基本計画の案を作成させていただいております。資料1－1をごらんいただきたいと思います。

この案につきましては、前回の審議会でお示ししました素案から、前回の林政審議会でもいただきました御意見、また国民の皆さんからいただきました御意見に即して修文した箇所を中心に御説明をさせていただきたいというふうに考えております。

まず、1ページを御覧頂きますと思いますが、「はじめに」の部分でございます。「はじめに」の部分の2段落目の真ん中辺のところでございますけれども、「森林の有する多面的機能の発揮を基本理念とする森林・林業基本法の下で、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、森林に対する国民の要請」云々というこの部分でございまして、ここにつきましては、公益的機能の発揮に重点を置いた管理経営を行っていくに当たっても、林産物の供給ですとか地域振興といった面への寄与についてもやはり触れるべきではないかという御意見をいただいております、それに従いまして修文をさせていただいた箇所でございます。

それから、「はじめに」の一番下から2行目でございますけれども、「改革の着実な推進に努め、関係省庁や関係地方自治体等との連携を図りつつ」という部分でございまして、この部分につきましては、当初「関係省庁との連携を図りつつ」と書いてあった部分でございまして、こうした改革を進めていく中に当たっては関係地方自治体等との関係も非常に重要だということで、その役割を書くべきだと、こういう御指摘ございまして、そこを書き加えさせていただいたところでございます。このようなところを修文させていただいております。

次に、3ページを御覧いただきと思います。3ページの一番上の段落の下から3行目でございまして、「併せて、自然再生、生物多様性の保全、国民と森林とのふれあいの場

の提供」というような形で、このところに「自然再生」という言葉を入れさせていただいております。こういう施策を進めていくに当たりましては、国有林としても果たすべき機能、自然再生というような新しい観点に応えたそういう取り組みについても書き込んでいくべきではないのかという御指摘もございまして、それに応えるためにここには「自然再生」という文言を加えさせていただきました。

これにつきましては、昨年度成立いたしました自然再生推進法に基づき国有林野事業としても既に取り組みについては着手しておりますし、今後積極的に対応していきたいというふうにして考えておりますので、このような文言を入れさせていただいたところでございます。

それから、3ページの「森林の流域管理システムの下での管理経営」の部分でございしますが、その2段落目の一番後ろの部分でございします。ここに「流域の特性に応じて先導的・積極的に取り組むこととする」ということで、「先導的」という言葉を入れさせていただいたところでございます。これにつきましては、国有林は流域全体を見通して先導的に取り組んでいるという姿勢が必要ではないのかという御意見もいただいております、そういうことに応えるべくして国有林についても流域管理推進アクションプログラムなどに即して先導的に取り組みを進めてきているところでございますので、こういう「先導的」というような言葉をここに入れさせていただいたところでございます。

引き続きまして、4ページでございします。4ページの下段、イの「森林環境教育の推進」でございしますけれども、ここの部分の実施主体の部分に、「地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等」という、「多様な主体と連携しつつ」というような形で、「地域の森林所有者」、「森林組合等の民有林関係者」という言葉を入れさせていただいております。これにつきましては、森林環境教育に取り組んでいるのは、何もNPO、ボランティアばかりではなく、民有林関係者、林業関係者等の皆様方と森林組合の皆さんもそうしたことへの役割というのは極めて大きいのではないのかという御指摘もございました。そうしたことに応えまして、このところは修正をさせていただいているところでございます。

続きまして、5ページでございします。5ページにつきましては、「地球温暖化防止対策の推進」の2つ目のパラグラフでございしますけれども、ここに「森林整備・保全」の後に「木材・木質バイオマス」という言葉を入れさせていただいております。これにつまし

ては、温暖化対策にとって非常に重要なものである木質バイオマスという概念を明記するべきではないかという御意見をいただいております、それに応えましてここに「木質バイオマス」を明記させていただいたところでございます。

次は、6ページでございますが、6ページの（２）でございます。6ページの（２）につきましては、生物多様性の保全上重要な機能を果たしている溪畔林、溪谷林等についてその重要性について明記するべきではないのかという御指摘をいただいたところでございまして、これにつきましては、そうした優れた自然環境を保全するための役割を認識しているところでございますので、「溪流等と一体となって良好な環境を形成している森林」というような表現を加えさせていただいたところでございます。

続きまして、8ページの「国有林野の活用の適切な推進」でございます。この項目の下から2行目でございますけれども、こうした国有林野の活用に当たっての「地元地方自治体との情報交換を十分に行いつつ、取り組むものとする」という項目でございます。これにつきましても、こうした活用に当たっては事前に地方自治体と十分に情報交換をして適切にやっていただいたというような御意見を受けておりまして、それに応えるべく私どもの方もそういうような形で進めていきたいというふうにして考えておりますので、この1文を入れさせていただいたところでございます。

少し飛んでいただきまして、最後に11ページでございます。11ページ、「人材の育成」の方でございますけれども、その2つ目のパラグラフの下から3行目でございます。ここに、「開かれた「国民の森林」に向けた新たな課題も念頭に置きつつ、森林に関する技術者としての専門的な知識、行政官としての幅広い知識や経験、能力を養うため」、さまざまな研修を行っていくというような書きぶりにさせていただいたところでございまして、ここにつきましては、国有林がこれから目指すような森林環境教育のような取り組みを広く進めていくのであれば、生態系、生物などについても幅広い知識を持っていくべきであり、またその知識を説明できる能力も研修等でやはり養っていくべきではないのかという御指摘ございまして、それに応える形で私どもの方としても、「森林に関する技術者としての専門的な知識」、またその能力を養うための研修を進めていくというようなことを明記させていただいたところでございます。

最後に、（２）の一番下の部分、なお書き以下でございます。なお書き以下の部分につきましては、「なお、保護林など優れた自然環境を有する森林を中心に多様な国有林野を大学

や研究機関にも学術研究のフィールドとして提供するなど、積極的な情報提供に努めるとともに、国有林野の管理経営を進める中で、これらのフィールドの適切な管理に努めることとする」という文章を入れさせていただいております。これにつきましては、原案では「保護林などの優れた自然環境を有する森林の維持・保存」の部分に書かれていた文章でございますが、御意見といたしまして、そうした保護林等の限られた場所だけではなくて、学術研究のフィールドとして提供し、そういうものに貢献する部分としてはさらに広い分野を考えるべきではないのかという御意見をいただいております、それに応えるべく、場所をこちらに移させていただきまして、こうした表現にさせていただいたところでございます。

駆け足でございますが、以上が今回寄せられました御意見に対し修文を行った箇所でございます。

ただいま御説明させていただいた中には10月9日の林政審議会で行いただきました御意見による修文も合わせて御説明をさせていただいたところでございます。

そのようなことで、管理経営基本計画の案を作成させていただいたところでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げたいと思います。

私の方からは説明は以上でございます。

○木平会長 ありがとうございます。この案につきまして、御説明あったように、林政審議会の委員の方々の御意見、それからそれに基づいてまとめられた案の公告縦覧、そういうものがまとまったということで御説明をいただきました。

それでは、この件について委員の皆様から御意見を伺いたいと思います。どの点からでも結構です。お願いをいたします。

はい、どうぞ。

○高木委員 2点、いや、この全体について賛成であるという前提でちょっと申し上げたいと思います。答申の8ページの4の(2)ですね。公衆という概念がよくわからんのですね。国民という概念と公衆という概念を使い分けられているというか、憲法第25条の公衆衛生の公衆なのかもしれませんけれども、何でわざわざ国民と公衆というふうに分けていらっしゃるのかよくわからない。まあ、これは単純な言葉の問題ですからいいんですけども。

それから、もう1つは、先ほど御説明がありました、いろいろな御意見の中での、資料

1－3の121ですね、今後における検討課題にされている部分であります。御趣旨はよくわかるんですが、せっかくこういう議論があるわけでありますから、例えば公益的機能を重視するような施業の実験的な部分とか、林野庁あるいは林野庁と民間業者が提携して、まさに先導的に積極的にやる部分は林野庁としても持つんだというぐらいの積極的な趣旨があってもよかったのではないかと。

全体の趣旨に反対というわけではなくて、ちょっとお尋ねと、私の意見を申し上げました。

○木平会長 はい、ありがとうございました。

ほかの御意見はいかがでしょうか。

今のことについて、お答えを求めましょうか。

○高木委員 何か僕が尋ねられたときに答えられるようにしておいていただければいいと思います。

○木平会長 では、公衆という言葉には何か特別の思惑があるのですか。

○島田経営企画課長 広く国民の皆さん、一般というような意味でいけば、概念的にはそう大きく違ってないというふうにして思っております。公衆の保健のための活用の推進の部分につきましては、法律自体の中に記されている、そういう用例になっているものですから、それをそのまま引かせていただいたということでございます。

私どもの方の管理経営に関する法律の中の地域管理経営計画の中で定めるべき事項として書いてある部分の中のその項目として、公衆の保健の用に供するというような形で定めるという形になっているものですから、こういうような言葉の使い方をさせていただいたところでございます。

○高木委員 わかりましたけれども、なぜ法律でわざわざそういう言葉を使っているのかも教えていただければ非常にありがたいと思いますけれども。

○辻国有林野部長 公衆の保健というところの用語を使っているのは、保安林の中で公衆の保健の保安林というのが、保安林の種類の1つとしてございまして、今までも森林レクリエーション的な利用に供するという場合については公衆の保健というのを大体使っていた。したがって、ここでも公衆の保健というのを使っていると。

今、高木先生のところ、何でそうしたらそもそもどうして公衆の保健というのを使ってきたかというところについては、ちょっと調べてお送りさせていただきたいと思います。

○木平会長 よろしいですか。

はい、ありがとうございました。

それでは、それ以外の御意見をお願いいたします。なかなか長い大きな内容であり、また簡単な説明で十分ではないかもしれませんが、既に前回は御説明いただいたので、かなり意見が出尽くしたのかと思いますけれども、何かあればどうぞお願いいたします。

はい、どうぞ。

○有馬委員 質問みたいなものなのですが、最後の13ページのところの別紙なものですから、ちょっと合ってるかどうかわかりません。別紙のこの①のところに収穫量が出ておりますが、見込み数量というのが、この収穫量は年度当たりこれだけ立方であるというのが出ておりますが、その下の参考として更新量と書いてあって、面積が出ておりますですね。この面積が、この面積と上の収穫量との関係というのは何か、どういうぐあいに読めばよろしいのでしょうか。

○木平会長 それでは、少し技術的な内容を含んでますけれども、わかる範囲でお願いいたします。

○島田経営企画課長 収穫量と更新量につきましては、それぞれの施業体系ごとに更新が必要となるものを想定して積み上げたものがその更新量という考え方でございます。例えば間伐による収穫量なんかの部分については更新が発生しない。そういうものが組み合わさって、それ以外の人工造林で更新を必要とするもの、それから天然林の伐採などの天然更新を誘導していくものというものが、文字どおりここの誘導されるものが3万5,900ヘクタールというような年間の更新の予定事業量になっているということでございます。

○有馬委員 それに質問したちょっと背景なんですけれども、これで、例えば地球温暖化防止のときの評価をどういうぐあいな読み方になっているのかと、こういうことなんですけれども。国有林としてどれくらいになっているかと。3.9%の、今回どれくらいこれがなってるんだろうかというのはちょっと見えにくいものですから、ちょっとなんです。

○木平会長 その点についてはどうですか。単純に面積がこうなったというんじゃなくて、地球温暖化の観点からこの数字がどういう意味を持っているか、こういう御質問のようです。

○島田経営企画課長 地球温暖化対策の部分につきましては、天然林の保全管理、それから必要な部分の施業について積み上げてきているものでございまして、これらは森林・林

業基本計画における森林整備推進の考え方をもちろん踏まえた数値になってきているところでございます。

この更新量自体がその3.9%の中の幾つに当たるのかというようなことについての部分については、私どもの方としてもそういうような観点からの試算は行っていないところでございます。

○木平会長 よろしいですか。

はい、では森林整備部長、どうぞ。

○梶谷森林整備部長 森林・林業基本計画、それから全国森林計画、そしてこの国有林の管理経営計画、いろいろな計画がありますけれども、3.9%の関係は、まず森林・林業基本計画を踏まえて想定しております。それはどういうことかといいますと、森林・林業基本計画のもとに全国森林計画がつくられておりまして、それには具体的な主要な作業についての数量が盛り込まれております。ですから、全国森林計画に沿っていれば3.9%達成可能だということなのですが、ではこれらの計画はどうか。当然、全国森林計画に沿った形でこの管理経営計画の数量はつくられるということです。結果的にトータルで、国有林野がいくらということはありませんけれども、トータルで3.9%の達成が可能なような計画になっているということを補足させていただきたいと思います。

○木平会長 有馬委員、よろしいですか。

それでは、御意見が特に出尽くしたようなので、この辺で審議会としてのとりまとめを行いたいと思います。

本日、農林水産大臣から諮問のあった国有林野の管理経営に関する基本計画につきましては、修正を求める特段の意見がございませんでしたので、適当である旨の答申をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○木平会長 異議なしということでございますので、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、答申案をお配りいたします。

ただいま、答申文の案をお配りいたしましたが、確認をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、ただいまより農林水産大臣への答申を林野庁長官にお渡しいたしたいと存じ

ます。

「 農林水産大臣 亀 井 善 之 殿

林政審議会

会長 木 平 勇 吉

国有林野の管理経営に関する基本計画（案）の答申について

平成15年12月8日付、15林国経第31号をもって諮問のあった国有林野の管理経営に関する基本計画（案）については、下記のとおり答申します。

国有林野の管理経営に関する基本計画（案）について、別紙のとおり定めることが適当である。」

○石原林野庁長官 謹んでお受けいたします。

○木平会長 それでは、最初に私お願いいたしました保安林伐採の件につきまして、事務局の方から簡潔に説明をお願いいたします。

○宮坂審議官 それでは、審議官の宮坂と申しますが、簡単に御説明申し上げたいと思います。すみません、座って御説明申し上げます。

先月5日の日でございますが、一部報道で福島県内のブナの、すみません、資料入っておりませんが、福島県内のブナの原生林を含む国有保安林内で林野庁の関東森林管理局会津森林管理署南会津支署というのがございます。これが森林法施行規則で規定されております福島県知事との協議を行わずに、5年間にわたってブナとかカラマツ、スギなど、約2万4,000本を伐採していたという記事が掲載されたところでございます。

今回の事案でございますが、実はこれ昨年6月の話でございまして、会津地域の国有林に森林調査のために入られた民間の団体の方々の御指摘によりまして判明をいたしましたものであります。

その判明した内容でございますが、平成9年度から平成13年度までの約5年間の間に、まさにこの南会津支署がブナ林を、ブナを含みます保安林内で間伐、約2万4,000本、うちブナが176本でございますが、これを本来ならば森林法施行規則に基づきまして福島県知事

と事前に協議をし、知事の同意を得てから間伐すべきものをしていなかったということが昨年の段階で判明をしていたものでございました。

実は、この事案を受けまして、既に林野庁といたしましては関係者を訓告以下の処分にいたすとともに、９月に再発防止策というのを決定したわけでございます。具体的には他の局、今回起きましたのは関東森林管理局管内でございましたが、関東森林管理局内はもとより、他の森林管理局内で同様な事案がないかどうかという点検をし、その再発防止と、そのようなことがないかどうかの点検をし、そしてまた各種の研修なり、それから指導、通達によりましてこのようなことが再発しないようにと、こういうことの指導も既に行ってきたところであります。

実は、一方、今年になりましてからの先月の11月17日でございますが、この事案をもとに、そもそも貴重なブナ林の保護が必要じゃないかと、そういうブナを協議をせずに切ったということは非常にけしからんということで、南会津支署長を野鳥の会、これは具体的には昨年６月に森林調査に入られた団体なんです、ここが支署長を相手どりまして、森林法違反で告発をしたということでございます。現在、捜査当局によりまして、これの告発が受理をされまして捜査が続いているという状況でございます。

いずれにいたしましても、先ほど来御議論ございましたが、非常に国民に開かれた森林ということで大事な森林の管理を預かる国有林サイドとしてこのような事案が発生をしたというのはまことに遺憾のきわみでございまして、現在、捜査当局によりまして捜査に全面的に協力するとともに、我々といたしましても二度とこういうことがないようにとということでその指導の徹底に努めているという現状であります。

以上でございます。

○木平会長　ありがとうございます。ただいまの説明について、委員の皆様の方から何かご質問があればお伺いいたします。

（「特になし」の声あり）

○木平会長　ほかの委員の方、いかがでしょうか。

それでは、この件につきましては、これで終わりをまして、引き続いて議事を進めてまいります。

議事のその他の１番目、森林整備保全事業計画の策定について、御説明をお願いいたします。

○山田計画課長 計画課長でございます。座って説明をさせていただきます。資料番号2番の森林整備保全事業計画の策定についてという資料をお出しいただければと思います。

策定に至る経緯、それから基本的な考え方、そして今後のスケジュール等を御説明申し上げたいと思います。森林整備保全事業計画と申しますのは、治山事業と森林整備事業の2つの公共事業のいわゆる長期計画というものでございます。

1 ページ開けていただきますと、策定に至る経緯というのがございます。左側の上が第二次森林整備事業計画でございまして、平成9年12月19日に閣議決定したものでございます。最初五箇年計画でございましたけれども、財政構造改革法により2年延びまして平成15年までの七箇年計画で5兆3,800億円の事業量の投資計画となつてございます。それから、右側が第九次治山事業七箇年計画、これも平成10年1月30日に閣議決定したものでございますが、同じように治山事業で2兆円でございまして災害等も入れると3兆7,700億円の事業量の投資計画というのがございます。

最近の公共事業計画を巡る現状が左側の白地のところでございますが、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」、いわゆる骨太方針等におきまして、長期計画などの公共事業計画の計画は着実な推進を支えている面もあるが、一方で資源配分を硬直的なものとし、経済動向や財政事情を迅速に事業へ反映することを困難にしている面等があると述べられております。それから、その次にございますように、2002年の基本方針の中では、従来のそういう計画を事業量から計画によって達成することを目指す成果にすべきというようなこと等が述べられているわけございまして、2003年の基本方針におきましても、森林整備保全事業計画などの公共事業関係計画について、計画策定の重点を事業量から成果目標へ変更するということが打ち出されたところでございます。

森林計画制度の改正につきましては、右側にございますように、この平成15年5月の森林法の改正によりまして、従来2つございました先ほどの公共事業計画が、森林整備事業計画を拡充いたしまして、「森林の保全」を図る治山事業に関する事項を加えて、「森林整備保全事業計画」という形になっておりまして、これに基づきまして来年の5月に向けて計画の策定を行っていかうということでございます。この計画の計画期間は平成16年から20年までということで、本日は第1回目の御議論をいただければと思っているところでございます。

2 ページ目になりますが、計画の内容自体はどういうものかということでございます。

基本的な考え方が1番の上にございますが、先ほどご説明申し上げましたように、計画の策定の重点を従来の「投資規模」を明らかにすることから、「事業の目標や成果」を明らかにするというのが1つでございます。

それから、目標や具体的な成果を、先ほど御説明いたしました森林整備事業と治山事業というこの2つをそれぞれ役割分担、また計画を一緒にしたこと等を踏まえた計画にするということでございます。

それから、もう1点が、国民にわかりやすい内容とすることに努めるということでございまして、全体の体系としましては2つの章から成り立つことにしております。第1章が、森林整備保全事業の基本的な方針、それから第2章が事業の目標及び事業量という形でございます。

この内容をもう少し具体的にしたのが、次の3ページにあらわしております。第1章の1といたしまして、基本的な方針でございますが、この部分につきましては、いわゆる地球温暖化防止等も含めました森林の果たしている役割とか、森林の整備保全の重要性について記述する予定でございます。

それから、2の事業実施にあたっての留意事項でございますけれども、これにつきましては、基本的には今年10月に閣議決定いたしました土地改良長期計画等との横並びでの記述をさせていただきたいと考えておるところでございますが、この計画独自のものとしたしましては、「森林資源及び既存施設の有効活用」のところになりますが、例えば間伐材等の木材利用についてもこの中でふれさせていただくなど、今後検討させていただきたいと思っているところでございます。

それから、第2章の事業の目標及び事業量、1の事業の目標でございますけれども、国民にわかりやすい形で目標を立てるということで、現在その目標といたしまして、「安心」、「共生」、「循環」、「活力」の4つの視点に分けることを考えております。

「安心」とは、いわゆる水土保持のことございまして、水土保持機能の効果発揮によりまして、国民が安心して暮らせる社会を実現するというのが目標でございます。水源涵養のほかに、土砂流出防止などの防災の観点が入りますので、安心という言葉を使用したいというふうに考えているところでございます。

「共生」と「循環」につきましては、森林を3区分した内容とほぼ同じでございますが、「共生」につきましては、森林と人とが共生する社会の実現を図るという意味でござい

す。それから、「循環」につきましては、木材を安定的かつ効率的に供給することなどによりまして、循環型社会の形成に寄与するという意味でございます。それから、さらに「活力」でございますが、これは山村地域の活性化という意味でございます。森林の整備保全を支える林業従事者の多くが山村地域に住んでおりますことから、山村地域の活性化についても取り組むこととしておりまして、現行の森林整備事業計画の中にも目標となっているものでございます。

この4つの視点ごとに目標を立てて、それぞれの目標ごとに、成果指標というものを1つか2つ設定するため今、検討しているところでございます。

それから、その下の2のところでございますが、事業分野別の取り組み及び事業量でございますけれども、これにつきましては、治山事業と森林整備事業、それぞれの役割分担を明確にしながら、重点的に取り組む内容と主要な事業量を記述したいというふうに考えているところでございます。森林の育成は超長期を要するものでございますから、5年後のアウトカム指標を作成することは非常に難しい作業でございますけれども、鋭意努力して取り組んでみたいと思っておりますので、ぜひ忌憚のない御意見をいただければと思っております。

4ページ目、今後のスケジュールのところでございますが、本日がこの第1回目で、今の考え方について御議論いただき、3月中旬に素案という形でまとめたものを提示申し上げて御議論いただきたいと考えているところでございます。そして、それを受けましてパブリックコメントを実施いたしまして、できれば5月を目標に閣議決定まで持ち込みたいというふうに考えているところでございます。

よろしくご議論いただければと思っております。

○木平会長 はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、委員の皆さんから御意見あるいは御質問をお伺いしたいと思います。とりわけ今回は事業の目標あるいは達成すべき成果をつくらなければならない。とりわけ、成果指標というところについては、現在のところまだ白紙というようになっております。国民にわかりやすく、しかも成果で具体的な指標となるもの、こういうものについてこれから決定していかないといけないと思っておりますけれども、皆さんの御意見をお願いいたします。

○魚津委員 よろしいでしょうか。

○木平会長 はい、どうぞ。

○魚津委員 すみません。こういう計画をつくるというのは私も大切だと思ってますし、それから第2章の国民にわかりやすい指標、これもわかるんでありますが。今、私ども地方自治を取り巻くというのは全く先が見えません。三位一体論であります。御存じのように、3年間で4兆円、先般突然として1兆円削減という話が、内閣から各省庁に出されたそうでありまして、その中で大体1兆円にとどいたというふうに先般新聞で見たわけであります。

そこで少し危惧するのは、今、三位一体の中で補助金について、先般、私も知らなかったんでありますが、「新しい日本をつくる国民会議」というのがあるんですね。これは、一番の座長さんは岩手県の知事さんであります。その中で、12の知事さんが参加をしておられます。それから、8つの市長さんが入っておられます。国に対して提言をされました。それは、国庫補助負担金の見直しについてであります。提言は、約20兆円の補助金のうち、約9兆6,000億円を廃止する一方で、約8兆8,000億の税源を地方に委譲するよう求める。この中にたくさんありました、見ましたら、林野庁の事業もありました。

こういう状況の中で、何かつくられてでも先が暗いような気がするんですが、そこら辺はどうなんでしょうか。計画は計画、実施は実施というふうに割り切ればいいんでしょうか。何かご指導いただければと思いますが。

○木平会長 はい、ありがとうございました。

それでは、計画課長さん。

○山田計画課長 今、16年度に向けて1兆円削減の話も議論されているところでございます。基本的には、毎年事業費を落としていっているんですけども、実際はコスト削減などによりまして事業量は確保していこうというのが1つございます。ですから、トータルで見ますと、その事業量というのはある程度確保していかなければならないので、いかに効率的にやっていくのかということがあろうかと思えます。

それから、もう1つは、国と地方の役割分担の中で、トータルとしての事業量を減らすということではなくて、その役割分担の中でどう事業があるべきかとの議論があります、私どもは森林整備事業、もちろん治山事業が一番公的でございますけれども、森林整備事業につきましても、地球温暖化防止のための森林による吸収量3.9%を達成するために、この事業量を削減することはできないと一生懸命主張しておりまして、この計画ではなるべ

くそういうことも言えるように努力していかなければならないと考えています。当面の話といたしましては、地球温暖化防止10カ年計画をつくりましたけれども、これを達成していくためにも、この計画に取り組まなければならないと思っているところでございます。

いろいろな話がございますけれども、森林は重要であり一生懸命頑張って計画をつくっていきたいと思っているところでございます。

○木平会長 ありがとうございます。

○魚津委員 すみません。私が一番危惧するのは、47都道府県あるんですね。その中で12の知事さんがこれにものを申しておられる。つまり、すべからく足並みがそろわなくなるんじゃないかなという気がするんですね。例えば、じゃあ、幸いに富山県知事さんは入ってなくてよかったなと思っているんです。もし入っておられてたら私はどうすればいいかなというような危惧をしましたので、これはやはり英知を絞って何か国民、世論をかきたてるような何か一大セレモニーをやらないとずっと押されて押されていくような気がするんですが。少し考えていただければと思います。

○山田計画課長 努力させていただきます。

○木平会長 それでは、それ以外の委員の方から御意見があればお願いいたします。

はい、高木委員、どうぞ。

○高木委員 公共事業も従来そのままといいますか、予算規模の目標から事業の内容それ自体の目標にかえていくという非常に大きな流れは僕も非常に賛成でありまして。そういう中で、森林整備保全計画というものを見直すということはよくわかるんでありますけれども。3つぐらいどういうふうにされるのかなというのがよくわからないので、もしできれば具体的に教えていただいた方がいいのではないかなと思うんですけれども。

1つは、要するに事業分野を予算規模でなくて、事業なり成果の面からその目標を立てるという場合、単に定量的な側面だけではなくて、どういう質のものを達成していくのかという定性的な側面が特に森林整備の場合には大変重要だと思うんですけれども。

そういうような質の面が具体的に、安心とか共生とかという中に具体的にどういうふうに変現をされるのか。例えば安心という目標の中の成果指標というふうにとられる場合に、具体的にどんなことを考えになっているのかということが1つの点であります。

それから、2つ目の点は、これは先ほども御指摘の点もありまして、例えば循環というようなことを考えますと、例えば安定的に木材を供給するために国産材の供給を事業量の

何十%にするというような目標が多分あるのではないかなと思うんですけれども、それを達成すると、40年なり、長伐期80年なり、5年とか10年とかという短期的な範囲を超えたはるか先の目標になるわけですね。そのはるか先の目標を5年なり10年なりの目標にどうやって翻訳をして数字目標にされるのかということが2番目で。これも具体的に何かお考えになっていることがあったら教えていただきたいと思います。

それから、3つ目は、こういう計画を立てていかれる場合に、最終的には結果としてどのような資源をつぎ込んで、どのような結果をもたらすのか、一種のコストベネフィットで分析しようということで、それで後でフォローアップというか、追跡調査も可能にしようというのが公共事業だと思うんですけれども。コストの入れ方によって結果も違ってくるという側面がどうしてもあるという気はいたします。これは、したがって、目標を達成される場合に、どういう資源をつぎ込むのかということがこの計画の中に加えられるのかどうか、この点も教えていただきたいと思います。

以上、3点です。

○木平会長 ありがとうございました。

3点のご質問は、お答えいただきたいんですけれども、その前に鷺谷委員の方から御意見を先にいただきたいと思います。

○鷺谷委員 先ほどの基本計画でも国有林の公益的機能の増進のための管理経営の視点として、「自然再生」という言葉がここに入れられたんですけれども。事業目標には恐らく、共生、安心、そして活力とも関わりがあると思うんですが。今までにはなかった視点、整備保全というところでは出なかった視点だと思うんですけれども。そういうものも目標、アウトカム目標とか、立てやすいものだと思いますので、その内容も目標に入れることができないでしょうか。どれかに分類されるというよりは、おそらく優れた生物多様性や動植物の生息の場として優れた森林というのを目指すとしたら、かなりきめ細かい作業だとか事業が必要になると思うので。また、地域での雇用の確保という観点では、山村における雇用の確保には大きく寄与すると思いますし、地域の魅力を高めることによって、地域の振興、都市との共生というようなことも考えますと有効、質を高めるのにも役に立つと思うんです。

今まで全くなかったことですから、やや難しい、計画を立てる方も慣れていない面があって難しいかもしれません。自然再生推進法はボトムアップ型の事業に関する法律ですけ

れども、自然再生は、いろいろな行政が、それぞれの省庁の個別法に基づいた自然再生というのも進めている現状があると思うんです。もし林野庁でそういうことをするとしたら、あるいは計画の中に何らかの形で入れておくことが必要なのではないかと思います。

○木平会長 ありがとうございます。

今の関連なら、どうぞ。

○加倉井委員 すみません、じゃあ、関連で。まず、事業量を金額じゃなくて成果にするというのは国民みんながもっともだというか、賛成だと思っていることで、これはもう方向としては間違いなくそうなるだろうと思います。

問題は、先ほどもちょっとお話があった成果指標をどうするかということです。で、これが国民を納得させるようなもの。ということは、すなわち財務省を納得させるものと私はかなり共通するんじゃないかと思ってますが。そういうものでつくりあげなきゃいけないのに、ここにはまだ何も書いてないものですから。それで、ぜひこれを早く決めていていただきたい。これは知恵比べだと思っております。

もう一言言いますが、これは先ほどちょっと出ましたが、ヘクタールで言ってそれで済むというのとは私ちょっと違うように思いますね。やはりどちらかという、立米の方の考え方だろう。私の希望、これは私技術者じゃないからわかりませんがもっと言えば、バイオマス量みたいなことをどう数値化できるか。それを例えば炭酸ガス吸収量みたいな形で出せないか。そういうことがもし出せれば、かなり説得できる。それはもう金額なんかで言うよりは問題にならないぐらい説得力が出るんじゃないかと。ただ、これは知恵を絞っていただかないと。確かに難しいですよ。定性的なものもあれば定量的なものも一緒になってるわけですから。で、その辺の努力をお願いしたいと。

○木平会長 ありがとうございます。

今、お3人の委員から関連した御意見いただきました。1つは成果指標について、量だけではなくて質というのが非常に重要だということ。それから、高木委員の方は、そういった成果手法、短期のものと長期のものというふうに、特に森林という長期なものにどうして調整するかということ。それから、費用をどうするかという観点。それから、鷲谷委員の方からは、指標の中に自然再生、そういう概念から見た指標あるいは目標というものを取り入れるといいんじゃないか。それから、加倉井委員は非常にわかりやすい形でこれは出さないといけないし、成果指標というのは今のところ書いてないけれど

も、ここが極めて重要だ。これの説得力があるものをこれからつくろうという御指摘だと思います。

林野庁、現在の時点で何かそれについてお答えいただくものがあればお願いします。それから、また次回のこの会議でもディスカッションしたいと思います。

○梶谷森林整備部長 現段階、今、鋭意検討中なものですから、なかなか具体的なものも出しにくい状況ですけれども。いずれにしても、成果目標等については具体的に作っていかねければ計画が成り立たないということです。今、いろいろ委員の方からいただいた意見を踏まえまして、さらに検討していきたいというふうに思っております。

ただ、これ自体、この計画は何の計画かと申し上げますと、いわゆる公共事業の計画になりますので、公共事業にないものは盛り込めないということで、そういう制約もあります。そういうことで、やはり森林の取扱いに関わる部分になってしまうということになりますけれども、御意見を踏まえながら、次回までに具体的なものとして作り上げていきたいと思います。

○木平会長 ありがとうございます。

それでは、この案については、来年3月ごろに本審議会において、きょうの意見を踏まえた上で事務局から素案を提示していただきたいと思います。そして、そこでの議論を伺った上で、パブリックコメントを行い、5月ごろをめぐりして本審議会での諮問、答申を行う予定になっております。よろしくお願いいたします。

それでは、次の議題、「保安林整備等のあり方に関する検討会」中間報告についてに移ります。ご説明をお願いいたします。

○上河治山課長 治山課長でございます。座って説明させていただきます。

お手元の方に資料をお配りしておりますが、資料3-1に検討会の概要、それから3-2に中間報告のポイント、それから3-3に中間報告そのものをお配りしておりますので、それに沿いながら説明させていただきたいと思います。

御存じのとおり、近年、森林・林業をめぐる情勢は大きく変化してきておりまして、林野庁におきましても、平成13年に森林・林業基本法を制定し、新たな基本法のもとで国民の多様なニーズに応えて森林の多面的な機能、各種施策を推進しているわけでございます。特に地球温暖化問題に対処する上で森林の役割が大きく期待される中で、農林水産省は昨年12月に地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策を作成したところでありまして、これに基

づいて健全な森林の整備ですとか、保安林の適正な管理・保全等を推進することが重要になっております。

また、一方、保安林制度につきましては、明治30年の旧森林法の制定によって創設されて以来、100年以上森林の有する公益的機能の発揮を通じて安全で快適な国民の生活の保持に貢献をしております。この保安林の整備につきましては、昭和29年に制定されました保安林整備臨時措置法に基づいて、5期、50年にわたって緊急かつ計画的な指定を進めてまいりましたが、指定面積につきましては、今年度末には全国の森林面積の約4割に当たる1,000万ヘクタールに達する見込みとなっております。また、保安林の有する水源かん養機能、土砂崩壊その他の災害防備、生活環境の保全・形成等の機能の充実については、その必要性が今日より一層増大しておりまして、これらの機能を維持するための保安林の整備がますます重要になっております。

さらに、今、申し上げました保安林整備臨時措置法につきましては、その期限が来年の3月31日で切れるということになっておりまして、そういったことを踏まえ、今後の保安林の整備等のあり方について早急に検討することが必要になっております。

これらのことを踏まえ、経済社会情勢等の変化に応じて、保安林を初めとする森林の多面的な機能が持続的に発揮されるようにするための方策等について検討をするということで、保安林整備のあり方に関する検討会が本年の7月に設けられました。

3-1の資料の方に検討会の概要を載せてございますが、委員といたしましては、行政関係の方、マスコミ関係の方、それから学識経験者、さらには森林組合の方、そしてNPOの代表といった方々、9名の委員で検討を行っていただきました。座長には東京大学の鈴木教授にお願いしたところでございます。

開催の経過につきましては、第1回を7月に開催いたしまして、8月、9月と3回にわたって検討を進めてまいったところでございまして、今、中間報告がまとまったということでございます。

それでは、中間報告の概要につきましてご説明申し上げたいと思います。

概要につきましては、まず3-2の方に中間報告のポイントを載せてございます。まず初めに、上の大きなくくりのところに、現状と課題についてまとめてございます。これにつきましては、3-3の中間報告本体の2ページから4ページにかけて内容をまとめてございます。

そこに書いてございますように、我が国の森林・林業をめぐる状況につきましては、非常に厳しい状況の中で、木材需要の停滞ですとか、外材のシェアが増大傾向にあるということがございます。その中で、原木価格の低下が進む一方で、林業採算性は大幅に悪化をしているという状況にございます。また、森林の保有構造を見ても小規模所有者が圧倒的多数を占めるという中で、不在村の方の保有する森林面積が増加傾向にあるということがございます。

そういった中で、折しも地球温暖化に対応するという形で、先ほど申し上げましたが、昨年12月に地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策というものが策定されたわけでございますが、こういった中で森林整備保全の観点からの取り組みとして、そこに書いてございますけれども、健全な森林の整備、それから保安林等の適切な管理・保全等の推進、それから国民参加の森づくり等の推進という3つの課題が重要な課題として取り上げられておりまして、これらの課題に対応して取り組みの展開を図ることが必要であるということで現状と課題がまとめられてございます。

この、今、申し上げました3点につきまして、それぞれどのようなことを行うかということで中間報告の中で指摘がされております。

まず、1番目に、健全な森林の整備でございますが、これについては、そこに書いてございますように、1点目として間伐等が行われず森林の機能低下を招きかねない箇所解消を図る対策の強化が必要であるというふうに指摘されておりまして、そのために施業確保の措置として要間伐制度の適確な運用が必要であるということと、2点目として、森林所有者等への指導の徹底と併せて、制度面についても実効性を高めるように改善することが適当であるということでございます。

これについては本体の4ページから6ページの方にまとめられてございますが、そこに書いてございますように、我が国の森林の4割を占める人工林については、その齢級構成が8齢級をピークとして、9齢級以下のものが8割を占めるということから、依然として間伐、保育の必要性があるということでございます。

こういった中で、林野庁としても平成12年度から5年間で150万ヘクタールの間伐を強力に推進する緊急間伐5カ年対策というものを現在推進中でございますけれども、それと併せまして、さらにこの間伐を推進する制度として、要間伐森林制度というものがございます。これは、市町村長が市町村森林整備計画の中で間伐のおくれている林分について要間

伐森林として指定をして、さらにそこで施業が行われない場合には、施業の勧告を行い、さらにそれでも実施されない場合には権利移転等の協議勧告を行う。それでもさらに行われない場合には、都道府県知事による調停。そして、さらには最終的には都道府県知事の裁定による分収育林契約の締結ということで、これはある意味での施業代行制度というものが措置されているわけでございます。

こういう制度があるわけでございますが、残念ながら、今のところにおいては十分に機能していない面があるということでございまして、本年の行政監察の中でもその改善が指摘されているところであります。

こういったことを踏まえて、報告書の中では5ページに書いてございます。(3)の①に書いてございますけれども、「森林所有者等以外の者により施業を行うことをねらいとする権利移転等の協議の勧告」、これは権利移転ということで、所有権の移転ですとか、使用収益権の設定といったことができるようになってございますけれども、なかなか森林所有者にとってはそういったものがかなりきつい内容になっているということがございますので、ここについてもより森林所有者にとって心理的抵抗の少ない施業委託をその対象に加えるというのが1点でございます。

それから、もう1点は、先ほど申し上げました分収育林契約の裁定ですけれども、今、要件が災害の発生のおそれがあることということで、非常に発動しにくい状況になってございますけれども、これについても公益的機能の発揮に支障を生じるおそれがある場合というように、より要件を緩和するといったようなことで改善するということをこの報告書の中で提案がされてございます。

次に、2点目でございますが、保安林等の適切な管理・保全の推進ということでございます。これにつきましては、指定の目的に即して保安林の機能を持続的に発揮させることが必要ということでございまして、その措置すべき対応といたしましては、機能の低下した保安林のうち、施業の実施を早急に必要なものについては森林所有者等による施業を確保するための恒久的な制度を創設することが適当であるということです。

もう1点は、この場合に治山事業を実施する必要があるときは、これを円滑に行えるようにすることが適当であるということで、下に掲げてございますけれども、これにつきましては、本体の6ページから9ページの方に内容が書かれてございます。

ここで7ページの方に書いてございますが、先ほど申し上げましたように、昭和29年に

制定された保安林整備臨時措置法によって定められた保安林整備計画でこれまで50年間にわたりまして保安林の指定を進めてきたわけですが、先ほど申し上げましたように、森林面積の約4割に相当する1,000万ヘクタールが指定する見込みになっているということで、これについてはほぼ面的にはかなり充足をしているということでございますけれども、その内容について見ますと、依然として間伐がおくれている保安林が多いというように、質的には問題があるということでございます。

これにつきましては、先ほど保安林整備臨時措置法が来年3月31日で期限が来ると申し上げましたけれども、この保安林整備臨時措置法につきましては、それ自体としては指定の方については森林法本体の中で進めれば適当であると指摘されておりますが、その臨時措置法で措置されている特定保安林制度、これについてこれを恒久的な措置としてやれることが適切であるということで指摘をされております。特に臨時措置法の中では、この特定保安林制度は、機能が発揮されてない保安林を農林水産大臣が指定するという制度になってございます。臨時措置法においては疎林、疎悪林を対象としてきましたけれども、間伐等が行われていない過密な保安林については相当量あるということがありますので、これは森林法の中で恒久的な措置として対応する必要があるということで指摘をされております。

それで、特定保安林として農林水産大臣が指定した中で、特に緊急に施業を実施すべきところにつきましては、要整備森林として都道府県知事が地域森林計画の中で指定をして、それから施業の勧告ですとか、所有権の移転等の協議等の勧告を行うことになっておりますけれども、それを行ってもさらに実施されない場合には、最終的な措置としては治山事業によってその森林整備が行われるような措置もとる必要があるということをこの中で指摘されています。

それから、3点目でございますけれども、国民参加の森づくりの推進ということで、森林の整備・保全に国民が一定の役割を果たすことについて、国民の意識の醸成を図る必要があるということでございます。その措置としては、森林ボランティア活動が円滑に行えるような仕組みとして新たな協定制度を創設することが適当ということで記述されてございます。

これにつきましては、本体の9ページから11ページにかけてボランティア団体について書いてございますが、そこに書いてございますように、森林ボランティア団体、平成9年

度には281団体というふうになってございますし、さらに平成15年度の調査によりますと、この数はさらに1,165団体というふうに大幅に増えております。この森林ボランティア団体の果たす役割についてはいろいろとご議論があるわけでございますけれども、そういった中でもこのボランティアの活動を助長するということは、森林の整備・保全を社会全体で支えるという国民意識の醸成に大きく寄与するものであるということでございます。

しかしながら、現在、このボランティア活動を進める上において、ボランティア団体としてはなかなか長期にボランティア活動をする場所を確保することが難しいという問題がございます。一方に、所有者の側からしますと、森林ボランティアの方々の活動を受け入れても、それが長期的に適切な整備をきちっと行ってもらえるかどうか、そういう心配もあるということでございます。

こういった両者のいろいろな心配の問題につきまして、それを解消する手段として、報告書の中では、森林の適正な整備に責任を有する市町村長が森林所有者と森林ボランティア団体との間で締結される森林整備に関する協定について、関係者からの申請に応じて認可を行い、これに基づいて活動が円滑に行うような仕組みが必要とされております。森林所有者と森林ボランティア団体との間で協定を結んでいただいて、その協定を市町村長が認定した場合には、その内容については事後に土地の所有者となった者に対しても適用されるという、いわゆる承継効の適用がされるといった仕組みをつくる必要があるということが書かれてございます。

そういうことで、今、申し上げましたけれども、この中間報告におきましては、1つは要間伐森林制度の改善、それから2つ目としては、特定保安林制度の恒久化、それから3つ目としていわゆる森林ボランティア活動が円滑に行われるための新たな協定制度の創設という3つの大きな内容について記述されてございます。

それで、次に、今後の取扱いでございます。9月10日に中間報告の報告書（案）につきまして検討を行いまして、10月初めに内容を確定いたしまして、それから10月から11月にかけて、1カ月間パブリックコメントを行いまして、今現在、その内容を集約中でございます。これを受けて、最終的には12月22日に第4回の検討会を開催して、最終報告書を確定しようと考えてございます。

それから、さらに、その今後取扱いでございますけれども、この内容をうけて、森林法の一部改正を図るべく、現在法制局とで調整を行っているというところでございます。

さらに、先ほど申し上げましたけれども、保安林整備臨時措置法の期限が来年の3月31日に来るということもございますので、これに併せて来年の通常国会にこの森林法の一部改正を提出する予定にしております。

以上でございます。

○木平会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、委員の方から御意見あるいは御質問をお受けいたします。

はい、どうぞ。

○海瀬委員　御説明ありがとうございます。今、お伺いしていた中でちょっと一、二点お伺いしたいんですけれども。従来は保安林に対する開発ですとか伐採というふうな積極的な行為に対して規制があったと、所有者側から見ての話ですけれども。今回、従来からあったわけですけれども、間伐をしていないとかそういうどちらかといえば不作為の方ですね、これについてもかなり厳しい措置が明確化された。一方で結構なことだと思うんですけれども。一方において、所有者にとってはかなり所有に対する権利の制約というんでしょうか、こういうようなものが明確化されたと思います。

これについて、やはり所有者に対して何か、見返りという言葉はよくないんですけれども、何か対処が必要じゃないかと思うんですが。この計画だけが先走ってしまって、その裏付けがないとすれば、なかなか所有者にとってはそうですかと納得しづらい部分があるんじゃないかと、そう思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○上河治山課長　今、特定保安林制度のことですけれども、確におっしゃいましたように、保安林制度は、基本的には施業の制限ですとか、それから土地の形質変更の制限ということで、そういった制限が中心になっているわけですが、保安林整備臨時措置法の中で、先ほど申し上げたように、特定保安林制度についてはそういう機能の劣っている場合について積極的に手を加えていこうという内容の制度になってございます。

今回、これを恒久化しようという制度の中身ですけれども、先ほど申し上げましたように、そういう機能をきちっと果たしていない保安林、特に端的に申し上げれば、間伐の遅れている保安林がありますと、それについては農林水産大臣が特定保安林を指定して、さらにそういうものの中で特に整備の必要なところについては都道府県知事が要整備森

林ということで指定をすることになってございます。その際には、森林所有者の方にあなたのところはそういう要整備森林になってますよということを計画の段階できちとお示しをするということがまずあります。

それから、それに対して施業をやってほしいということでの勧告等も行うわけですが、これは従来も行っているわけです。さらに今回の改正の中身ですか、もう1つさらにそれをやってもどうしてもできない、そういう箇所がございまして。それからまた、不在村の所有者の方もふえているという中であって、そういったところについて森林所有者としてもどうしても対処できないところについては、これは本来的には治山事業で最終的には対処するということになってございます。

今回はそれについて一定の手続を踏んだ上で、なおかつできないものについては治山事業できちとそこを対処するということになりますので、そういう意味では森林所有者の方に対してはそういうことはきちとやりますよということはあるし、やる時には当然やるということを受任といいますか、受け入れていただかなきゃいけないということになるわけです。その際、もし、いろいろと損失補償の点の問題等が出れば、そこはきちと損失補償するというのも手当をするということも必要と考えております。

それからまた、治山事業でやらないで自分でやりますよという方については、これは森林整備事業の方できちと補助金等で対処するということになってございますので、そこは必ずしも森林所有者の中に過度の責任を負わせるということではなくて、どちらかといえばこれはむしろ今まで治山でも手当されず、それから森林整備事業でも手当されず、その中間のところで落ちていた森林所有者の方に対してきちとした対処をする、そういう内容で考えております。

○木平会長 よろしいでしょうか。

この保安林整備のあり方に関する検討会の報告について、ほかに御意見があれば伺います。

それでは、この議事はここで終わりにいたしまして。

最後の議題ですが、世界自然遺産の推薦地域について、説明をお願いいたします。

○篠田森林保全課長 森林保全課長でございます。座っての御説明で失礼させていただきます。

資料で申し上げますと、4番の資料でございます。A4の縦長で右肩に4と番号がふっ

てございます。

こちらについての御報告を申し上げるわけですが、数枚にわたってまとめてございますけれども、北海道の知床半島、こちらを世界自然遺産として推薦をしようということで関係省庁とも連携をいたしまして、目下お話が進行していると、そういう事項についての御報告ということでございます。

資料で若干背景あるいは仕組みということで御説明を申し上げますと、4ページでございます。4ページに参考1というふうにつけてございますけれども、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約についてということで、概要を何点かにわたりまして記載をいたしております。表記のような条約がございまして、採択は1972年、我が国は1992年に締結をしているということでございます。事務局はユネスコの世界遺産センターというのがパリにございます。

2番目にカテゴリー3つございまして、文化遺産、それから自然遺産、それからその両者を併せました複合遺産ということがございます。

それから、1つ飛びまして4番目でございますが、我が国の世界遺産ということで、自然遺産につきましては、屋久島、白神山地ということで、平成5年にそれぞれ登録がなされているということでございます。それから、文化遺産の方につきましては、その下にございますように、姫路城を初め、何点か掲げてございますけれども、数の方で申し上げますと、自然遺産よりは多いという状況にありまして、登録の方も平成5年から平成12年にわたっているということでございます。

それから、1ページに戻っていただきまして、この推薦の経過でございますけれども、本審議会に今年の春ごろに御報告をいたしております中身とやや重なりますが、1ページ目の下半分をちょっと御覧いただきたいわけでございます。2の世界自然遺産候補地に関する検討会についてというふうに題名をふってございます。今年の3月、環境省と林野庁と共同で検討会を設けたわけでありまして。その中で、自然遺産として要件を満たし得る地域を何件か抽出をしたということがございます。結論で申し上げますと、ここに(2)で書いてございますが、知床、小笠原諸島、琉球諸島につきましては、比較的条件を満たしているのではないかなというような検討の結果が出たわけでございます。この3件のうち、冒頭申し上げましたように、知床について、まず推薦の事務的な手続を進めようということでございます。

2 ページに知床の該当する理由を何点か書いてございます。①にございますように、海洋の生態系と陸域の生態系、相互に関係がありますけれども、それが1つの地点にあるということ。それから、絶滅危惧種の重要生息地であるということ等があります。

それから、2 点目でございますけれども、その地域を保護するための措置がかなり講じられているということでございます。国立公園、あるいは国有林の森林生態系保護地域等によりまして、かなり保護のための手順がつくられているということでございます。

それから、③でございますけれども、地元の関係機関が非常に協力をしていただいて、現在も進行中でございますけれども、現地の方におきまして、管理計画について検討が進んでいるということがございます。

このような条件でございますので、知床半島について手続を進めてはどうかということで、2 ページの真ん中ほどの(2)に書いてございますけれども、政府の関係する省庁の間で調整をした上で、これから手続をしていこうという状況にあるわけでございます。外務省、環境省、文化庁、林野庁、水産庁、国土交通省が主たる関係省庁になろうかと思えます。

さらに、3 ページを見ていただきますと、順調にいけばこういう予定であるということをも簡単にとりまとめております。現在平成15年12月でございますので、先ほど申し上げましたように、現地の方で計画につきまして検討が進んできております。12月段階で連絡会議を開催してはどうかというような運びになっているということでございます。年が改まりまして、平成16年1月中には推薦書を、先ほど4 ページにありました事務局の方へ外交ルートを通じて提出をしたいということでございます。提出が行われますと、その下に書いてございますように、書類審査、それから現地調査といった審査が入ります。どれぐらいかかるかというのはもちろんまだわかりませんが、1 年余りたちまして、順調にいけば、平成17年6 月ぐらいには世界遺産委員会という委員会の年次会合がございますので、その場で登録の可否が決定されるのではないかとということでございます。

ですから、少々時間もまだ最終決定までかかりますが、こういった討議を経て世界自然遺産ということになりますれば、屋久島、白神山地に続いて我が国では3 番目の登録になるということでございます。

この結果についてはまだ何とも申せませんが、一応そういう運びで物事を進めていくということでございます。

それから、3件候補を絞ったということで申し上げましたが、小笠原諸島あるいは琉球諸島につきましても、引き続きその検討はやっていきたいというふうに考えているわけでございます。

以上、大変簡単でございますけれども、御報告ということでお聞きいただければ幸いです。

○木平会長 ありがとうございます。

それでは、これについて御質問があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、御質問もございませんので、以上をもちまして本日の林政審議会を閉会とさせていただきますと思います。

委員の皆様には大変長時間にわたり熱心に御審議をいただき、ありがとうございました。

午後4時10分 閉会